



うちなだまちの

か い ご ほ け ん
介 護 保 険



◆◆令和8年9月改訂版◆◆



目次

☆ 介護保険制度のしくみ	1
☆ 介護保険料	2
・ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料	
・ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料	
☆ 介護サービス利用の手順	9
☆ 介護サービスの種類	11
・ 要介護 1～5 の方のサービス	
・ 要支援 1・2、事業対象者の方のサービス	
☆ サービスを利用したときの費用	16
・ 在宅サービスの費用のめやす	
・ 施設サービス（入所）の費用のめやす	
・ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	
☆ 介護予防について	23
☆ 家族介護支援	24
☆ 内灘町の福祉サービス	26
☆ その他のサービス	28
☆ 内灘町内の方が利用されている事業者一覧	31
・ 内灘町の事業所（在宅サービス）	
・ 金沢市の事業所（在宅サービス）	
・ その他の市町の事業所（在宅サービス）	
・ 施設サービス事業所	
・ 内灘町の事業所（医療編）	

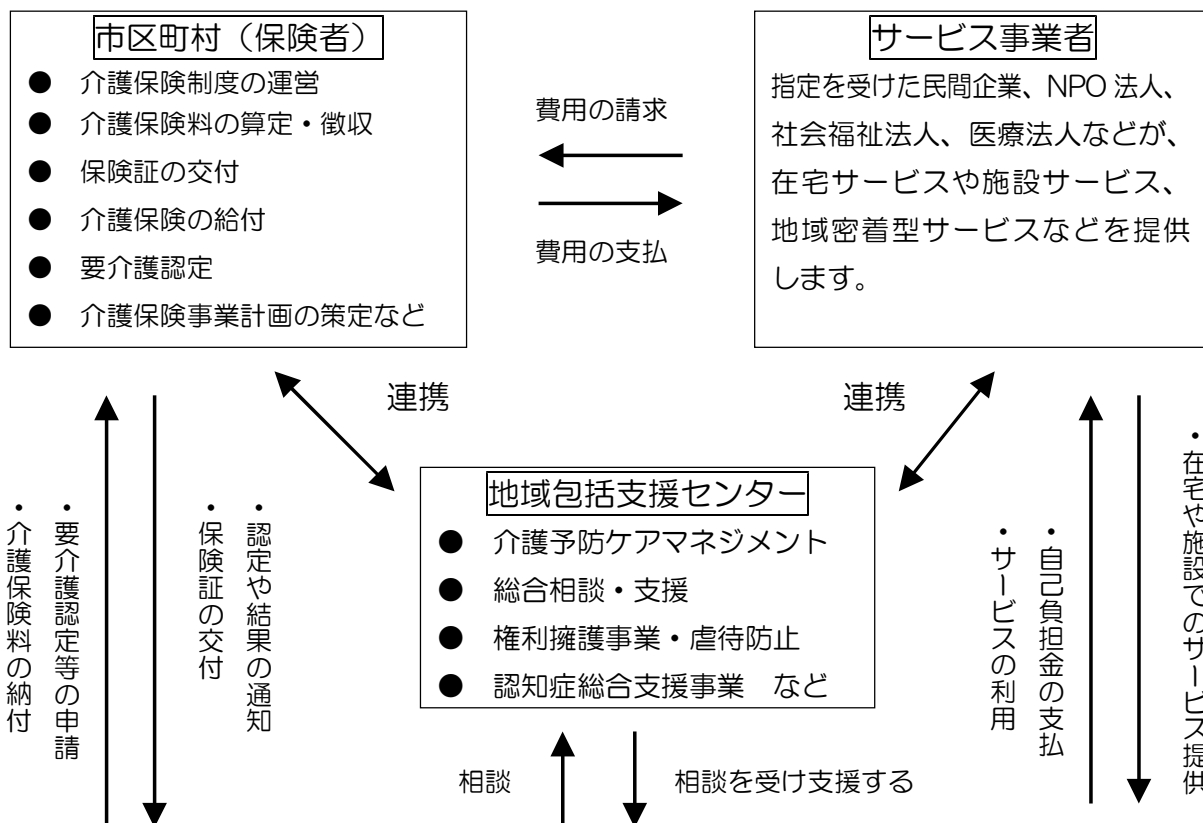
介護保険制度のしくみ

介護を社会全体で支えあう保険制度です

内灘町が実施主体となり、

『内灘町でいつまでも自分らしく、みんながお互いに支え合い、安心な暮らしが持続するまちづくり』

を目指しています



被保険者	
●保険料を納めます ●要介護認定等を受けて、サービスを利用します ●サービスの利用者負担を支払います	
65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から65歳未満の方 (第2号被保険者)
サービスを利用できるのは	
介護や支援が必要と認定された方	特定疾病が原因で介護や支援が必要であると認定された方 ※特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません

特定疾病とは

■がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

■関節リウマチ ■筋萎縮性側索硬化症 ■後縦靱帯骨化症 ■骨折を伴う骨粗鬆症
 ■初老期における認知症 ■パーキンソン病関連疾患 ■脊髄小脳変性症 ■脊柱管狭窄症
 ■早老症 ■多系統萎縮症 ■糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ■脳血管疾患
 ■閉塞性動脈硬化症 ■慢性閉塞性肺疾患 ■両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

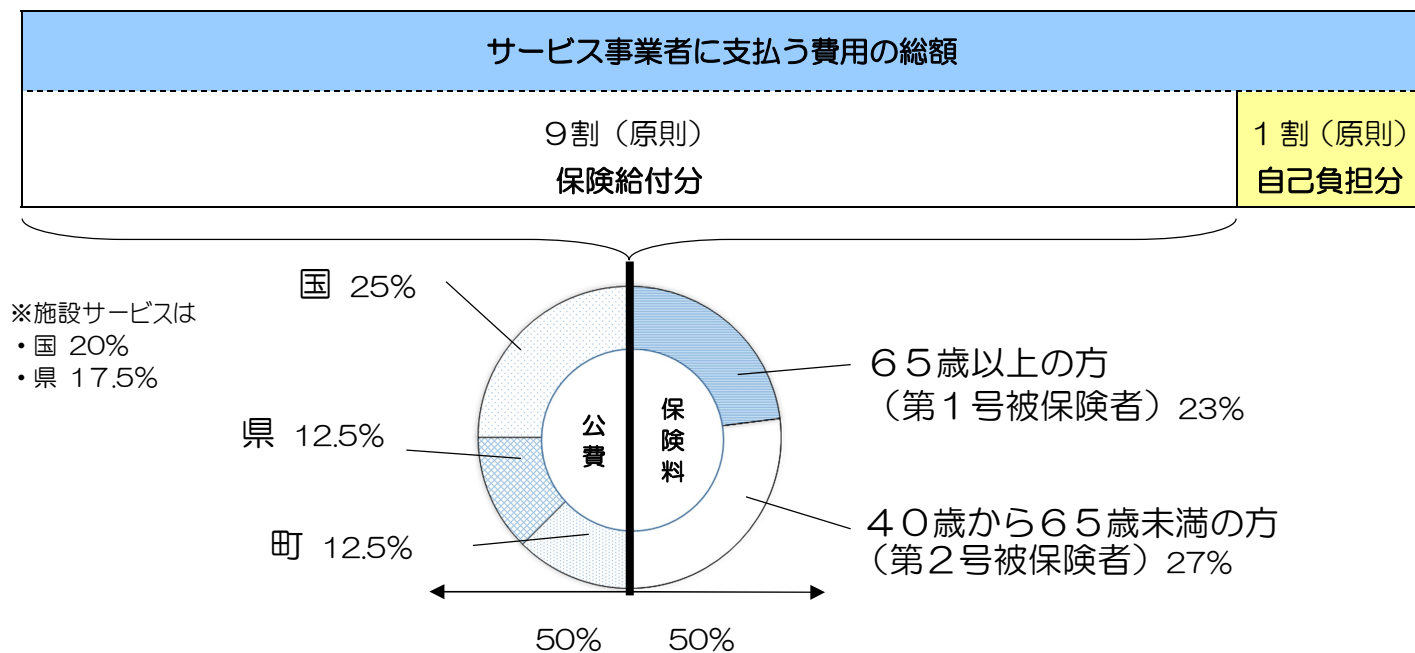
介護保険料

みんなで制度を支えあう大切な財源です

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料は内灘町の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

＜在宅の介護サービスを利用したときの費用の財源＞

サービスを利用する際、原則としてサービス事業者を支払う費用の9割は保険給付費、1割は利用者負担となります。但し、一定以上所得者の場合、利用者負担割合が2割もしくは3割になります。



■ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

保険料は加入している医療保険の算定方法にもとづいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。

国民健康保険に加入している方

決まり方 … 保険料は市区町村の国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、加入されている世帯員ごとに計算され決められます。

納め方 … 医療分、支援金分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。詳細は、保険年金課（076-286-6702）にお問い合わせください。

職場の医療保険に加入している方

決まり方 … 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準月額報酬）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。 ※原則として事業主が半分を負担します

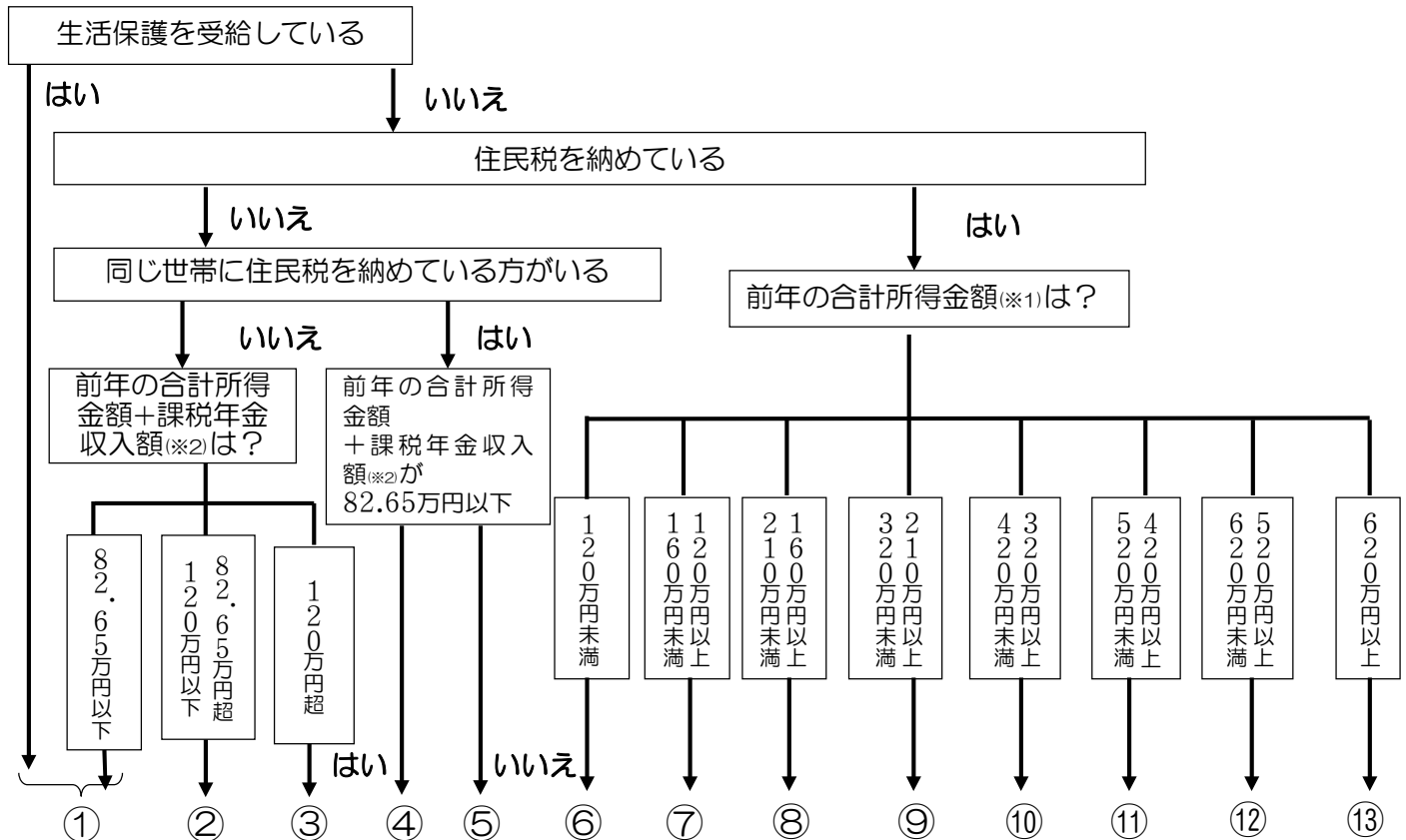
納め方 … 医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。詳細は、加入する医療保険者にお問い合わせください。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません

■ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

介護保険料の決まり方 …

介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。



※1 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

納め方 …

◎ 年金が年額 18 万円以上の方は？

特別徴収

年金の定期支払い（年 6 回：偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます

■ 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります

◎ 年金が年額 18 万円未満の方は？

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を町に納めます（年 5 回：7・9・11・1・3 月）

■ 内灘町指定の金融機関等で納付します

★ 口座振替が便利です

- ・ 預金通帳
- ・ 印鑑（通帳届出印）

を持って町指定の金融機関で手続きを行ってください



北國銀行・北陸銀行・福井銀行は web 受付可能です

内灘町の介護保険料（令和8年度）

区分	対象者		基準額に 対する割合	月額	年額
① 第1段階	生活保護の方		基準額×0.285	1,653 円	19,836 円
		82.65 万円以下の方			
② 第2段階	世帯全員が住民税 非課税かつ本人の 年金収入等が	82.65 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.485	2,813 円	33,756 円
③ 第3段階		120 万円超の方	基準額×0.685	3,973 円	47,676 円
④ 第4段階	本人が住民税非課 税（世帯に課税者 がいる）かつ本人 の年金収入等が	82.65 万円以下の方	基準額×0.9	5,220 円	62,640 円
⑤ 第5段階		82.65 万円超の方	基準額	5,800 円	69,600 円
⑥ 第6段階	本人が住民税課税 かつ 合計所得金額が	120 万円未満の方	基準額×1.2	6,960 円	83,520 円
⑦ 第7段階		120 万円以上 160 万円未満の方	基準額×1.3	7,540 円	90,480 円
⑧ 第8段階		160 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.4	8,120 円	97,440 円
⑨ 第9段階		210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.5	8,700 円	104,400 円
⑩ 第10段階		320 万円以上 420 万円未満の方	基準額×1.7	9,860 円	118,320 円
⑪ 第11段階		420 万円以上 520 万円未満の方	基準額×1.8	10,440 円	125,280 円
⑫ 第12段階		520 万円以上 620 万円未満の方	基準額×1.9	11,020 円	132,240 円
⑬ 第13段階		620 万円以上の方	基準額×2.0	11,600 円	139,200 円

保険料を納めないでいると…

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上……………利用した介護サービス費用の全額を利用者が負担し、申請により後日、保険給付分が払い戻されます。
- 1年6ヶ月以上…保険給付分の払い戻しの一部または全部が差し止めとなります。
- 2年以上……………利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

介護サービス利用の手順

サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請からサービス開始までの流れは次のようになっています。

1 相談

- 相談窓口は、地域包括支援センター（※）です。相談は本人の他、家族でもできます。ケアマネジャーからの相談も可能ですが、**新規の場合は事前にご相談ください。**

※場所：内灘町保健センター内（冊子裏面をご参照ください）

- 地域包括支援センターではお聞きした困りごとに応じて、様々な情報をご提供します。サービスを利用するには、介護認定が必要なものがあります。

【相談時に必要なもの】

- ・介護保険被保険者証 ・医療保険の加入状況を確認できる書類（40～64 歳の場合）
- ・マイナンバーのわかるもの ・本人の印鑑（本人が自署できない場合）



2 要介護認定

●介護認定によりサービスを利用する場合

(1) 申請

地域包括支援センターまたは福祉課の窓口申請書を提出します。
更新申請の場合、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

(2) 認定調査

調査員が自宅や病院、施設に伺い、心身の状態について聞き取り調査を行います。調査結果をもとに調査票が作成されます。

(3) 主治医の意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状況について、本人の主治医に記載してもらいます。

訪問調査票

主治医意見書の一部

(4) 一次判定

訪問調査票・・・(2)と
主治医意見書・・・(3)の一部の項目をもとに
コンピュータで判定が行われます。

(5) 認定審査会（二次判定）

- ①コンピュータによる一次判定
- ②特記事項
- ③主治医意見書

以上の3資料をもとに、医療、保健、福祉の専門家が審査を行い、どれくらい介護が必要かを示す要介護状態区分が判定されます。

●基本チェックリストによりサービスを利用する場合

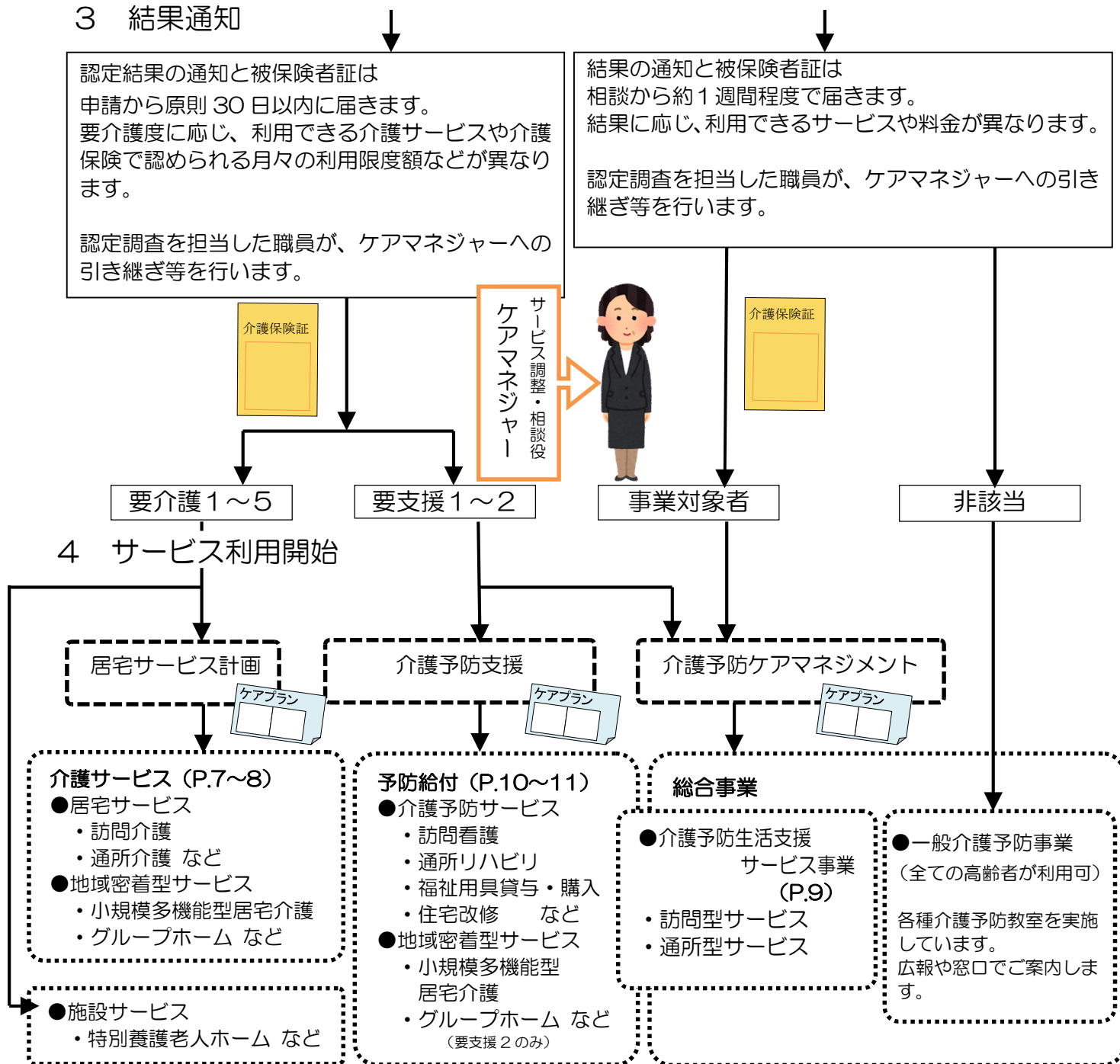
(1) 基本チェックリスト

調査員が自宅や病院に伺い、心身の状態について基本チェックリストに基づき聞き取り調査を行います。

(2) ケース検討会

地域包括支援センターにおいて、利用者の状況確認、ケアやサービス計画について話し合いを行い、「事業対象者」であるかを確認します。

3 結果通知



- 各事業者との契約を行います
- サービス開始前に、サービス担当者会議を行いケアプランを作成します
- ケアプランにそってサービスを利用し、費用の一分割（原則）を支払います
- 施設サービスを利用する場合は施設（病院）の相談員に相談します

5 要介護認定の更新・変更

●更新申請

要支援・要介護認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したいときは、認定の有効期間の末日までに『更新の申請』が必要となります。（有効期間 2 ヶ月ほど前に案内を郵送します）

事業対象者には有効期間がないため、更新手続きは必要ありません。

●変更申請

有効期間内でも、心身の状態が変化した場合など、いつでも変更申請ができます。

（ケアマネジャーにご相談ください）

介護サービスの種類

要介護1～5と認定された方：介護サービスが利用できます

【在宅サービスの種類と費用のめやす】

詳細はケアマネジャーにご相談ください

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合	
介護支援 ケアプラン作成	ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します	無料	
訪問介護 ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や家事などの身の回りの援助を行います	身体介護（30分～1時間未満）	395円
		生活援助（20分～45分未満）	182円
訪問看護	看護師や保健師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や診療上の補助を行います	訪問看護ステーションから （30分～1時間未満）	840円
		病院または診療所から （30分～1時間未満）	586円
訪問入浴介護	移動入浴車で自宅を訪問し、看護師、介護士が入浴介助を行います	1,292円/回	
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が、自宅を訪問し機能訓練を行います	313円/回	
居宅療養 管理指導	通院が困難な方へ、医師や歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います	医師	515円/回
		歯科医	517円/回
		医療機関の薬剤師	566円/回
		薬局の薬剤師	518円/回
		*単一建物居住者が1人の場合	
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンターなどで、日帰りで入浴・食事・機能訓練などを行います	通常規模型の施設 8～9時間未満	要介護1 678円 要介護5 1,184円
通所リハビリテーション （デイケア）	理学療法士や作業療法士などがおり、施設でリハビリ・入浴・食事・介護などを行います	7時間～8時間未満	要介護1 774円 要介護5 1,402円
短期入所 生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホームに短期入所し、日常生活の介護やリハビリを行います	1日あたりの例（併設型・多床室） 特別養護老人ホーム	要介護1 613円 要介護5 899円
短期入所 療養介護 （ショートステイ）	介護老人保健施設や介護医療院などに短期入所し、医学管理のもとで、看護やリハビリ、日常生活の介護などを行います	1日あたりの例（多床室） 介護老人保健施設	要介護1 841円 要介護5 1,066円
福祉用具貸与	車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します（介護度により給付対象外となる福祉用具があります）	かかった費用の1割が自己負担 （用具種類、事業者によって料金は異なります）	
福祉用具購入	入浴補助用具等の福祉用具の購入費を支給します	かかった費用の1割が自己負担 上限額100,000円（毎年4月1日から1年間）	
住宅改修	自宅での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します	かかった費用の1割が自己負担 1住宅につき上限額200,000円	
特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護やリハビリを行います	1日 @549 要介護1	約17,000円/月
		@824 要介護5	約25,500円/月

*上記の各サービスについては、内容によって別途加算されるものがあります

【施設サービスの種類と費用のめやす】

サービスの種類	内容	自己負担 1 割の場合	
介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を行います	従来型個室 要介護 3 @742 要介護 5 @883	1 ヶ月 約 23,000 円 約 27,300 円
介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います	従来型個室・基本型 要介護 1 @727 要介護 5 @945	1 ヶ月 約 22,500 円 約 29,300 円
介護医療院	急性期の治療を終えた方に、医療施設で長期の療養を行います	従来型個室 要介護 1 @731 要介護 5 @1,280	1 ヶ月 約 22,700 円 約 39,700 円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

また、他に食費、居住費、日常生活費が別途かかります。

※低所得の方が施設サービス及び短期入所を利用される場合、基準により負担限度額が設けられることがあります。（P15 参照）

【地域密着型サービスの種類と費用のめやす】

地域密着型サービスは住みなれた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスです。利用者は町民に限定され、町が事業者の指定や運営指導を行います。

サービスの種類	内容	自己負担 1 割の場合	
小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて宿泊や訪問のサービスを組み合わせて利用できる小規模な施設です	1 ヶ月（同一建物以外） 要介護 1 10,635 円 要介護 5 27,671 円	
看護小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、宿泊や訪問のサービスを組み合わせて利用できる小規模な施設です 主治医の指示で訪問看護も利用できます	1 ヶ月（同一建物以外） 要介護 1 12,658 円 要介護 5 31,942 円	
認知症対応型 通所介護	認知症のある方を対象に、家庭的な雰囲気です	8 時間以上 9 時間未満 （グループホーム等の共用スペースを利用する場合） 要介護 1 549 円 要介護 5 628 円	
認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム）	認知症のある方が、少人数（9 人以下）の家庭的な雰囲気の中で過ごし、家事なども参加して共同生活をする住宅です	1 日 @763 要介護 1 約 23,650 円/月 @856 要介護 5 約 26,530 円/月	
夜間対応型 訪問介護	24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します	1 ヶ月 1,010 円 定期巡回サービス 379 円/回 随時訪問サービス 579 円/回	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです	1 日 多床室の場合 @608 要介護 1 約 18,850 円/月 @899 要介護 5 約 27,870 円/月	
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	入所定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した方のための介護サービスです	1 日 @553 要介護 1 約 17,140 円/月 @831 要介護 5 約 25,760 円/月	
地域密着型 通所介護	利用定員が 19 人未満の小規模な通所介護事業所で、日帰りで入浴・食事などを行います	8 時間以上 9 時間未満 要介護 1 794 円/回 要介護 5 1,384 円/回	

要支援１・２、事業対象者と認定された方は総合事業（サービス事業）が利用できます

【総合事業（サービス事業）の種類】

サービスの種類	内容	自己負担１割の場合
介護予防ケアマネジメント (介護予防ケアプラン作成)	介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるように支援します	無料
訪問介護 相当サービス (訪問介護職員等によるサービス)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、利用者が自分でできることが増えるように家事等の支援を行います	週１回程度 293 円/回（月４回まで） 1,200 円/月（月５回） 週２回程度 293 円/回（月８回まで） 2,398 円/月（月９回） 週３回程度 293 円/回（月１２回まで） (要支援２のみ 3,805 円/月（月１３回）)
訪問型サービスＢ (ボランティア等によるサービス)	ボランティア等が自宅に訪問し、自立のために必要な掃除や洗濯などの軽微な家事等の支援を行います	１回あたり２００円（１時間以内） ※負担割合に関わらず一律の料金 要支援１・事業対象者 週１～２回 要支援２ 週１～３回 継続利用要介護者(注) 必要回数
通所介護 相当サービス (通所介護事業者の従事者によるサービス)	通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練が日帰りで受けられます 〔口腔機能向上(152 円/月)、栄養改善(202 円/月)生活機能向上(101 円/月)などのメニューを選べます〕	週１回程度 442 円/回（月４回まで） 1,823 円/月（月５回） 週２回程度 453 円/回（月８回まで） (要支援２のみ) 3,671 円/月（月９回） ※サービス提供時間が４時間以上の場合
通所型サービスＡ (緩和した基準によるサービス)	自立支援を目的とした運動や、その他介護予防のために必要と認められる日常生活支援を行います ※身体介護や専門的支援を不要とする方が対象です	週１回程度 413 円/回（月４回まで） 1,845 円/月（月５回） 週２回程度 413 円/回（月８回まで） (要支援２のみ) 3,418 円/月（月９回） ※サービス提供時間が４時間以上の場合

(注) 継続利用要介護者：要支援・事業対象者として訪問型サービスＢを利用していた方で、更新等により要介護となっても当該サービスを継続して利用する方

要支援１・２と認定された方は、介護予防サービスがご利用できます

【介護予防サービスの種類】

サービスの種類	内容	自己負担１割の場合
介護予防支援 (介護予防ケアプラン作成)	介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します	無料
介護予防 訪問入浴介護	移動入浴車などで自宅に訪問し、利用者のできる範囲の入浴のお手伝いをします	873 円/回
介護予防 訪問リハビリテーション	専門家が自宅に訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します	303 円/回
介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが自宅に訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします	医師 515 円/回 歯科医師 517 円/回 医療機関の薬剤師 566 円/回 管理栄養士 545 円/回 歯科衛生士 362 円/回 *単一建物居住者が１人の場合
介護予防 訪問看護	看護師などが自宅に訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います	病院・診療所から (30 分未満) 390 円 ステーションから (30 分未満) 460 円
介護予防 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りのリハビリなどが受けられます ※追加で運動機能の向上 (228 円/月)、 口腔機能向上 (152 円/月)、栄養改善 (203 円/月)などのメニューを選べます	月単位の定額 要支援１ 2,306 円 (週１回程度) 要支援２ 4,299 円 (週２回程度) ※利用するメニューによって左記費用が加算されます
介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます	介護老人福祉施設 (併設型・多床室) の場合 要支援１ 458 円/日 要支援２ 570 円/日
介護予防 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます	介護老人保健施設 (多床室・基本型) の場合 要支援１ 621 円/日 要支援２ 784 円/日
介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します	要支援１ 185 円/日 要支援２ 317 円/日
介護予防 福祉用具貸与	日常生活補助のための福祉用具を貸し出します	かかった費用の１割が自己負担 (用具種類、事業者によって料金は異なります)
介護予防 福祉用具購入	入浴補助用具等の福祉用具の購入費を支給します	かかった費用の１割が自己負担 上限額 100,000 円 (毎年４月１日から１年間)
介護予防 住宅改修	自宅での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します	かかった費用の１割が自己負担 １住宅につき上限 200,000 円

【要支援1・2の方の地域密着型サービスの種類と費用のめやす】

サービスの種類	内容	自己負担1割の場合
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて宿泊や訪問のサービスを組み合わせて利用できる小規模な施設です	1ヶ月 (同一建物以外) 要支援1 3,508円 要支援2 7,090円
介護予防認知症対応型 通所介護	認知症のある方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です	8時間以上9時間未満(グループホーム等の共用スペースを利用する場合) 要支援1 508円 要支援2 537円
介護予防認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症のある方が、少人数(9人以下)の家庭的な雰囲気の中で過ごし、家事なども参加して共同生活をする住宅です	1日 @759 要支援2 約23,500円/月 (要支援2の方のみ利用できます)

サービスを利用したときの費用

ケアプランにもとづいてサービスを利用する時、サービス事業者に支払うのは、**原則としてかかった費用の1割**です。

※ただし、一定以上所得者の場合、負担割合が2割もしくは3割になります。

※毎年7月中旬に負担割合が記された「介護保険負担割合証」が交付されます。

負担割合	該当要件
【3割負担】 ①②すべてにあてはまる方	① 65歳以上で、合計所得金額※1が220万円以上 ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額※2が 単身世帯で340万円以上、もしくは65歳以上の方が2人以上いる 世帯で463万円以上
【2割負担】 上記3割に該当せず、 右記の①②すべてにあてはまる方	① 65歳以上で、合計所得金額が160万円以上 ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が 単身世帯で280万円以上、もしくは65歳以上の方が2人以上いる 世帯で346万円以上

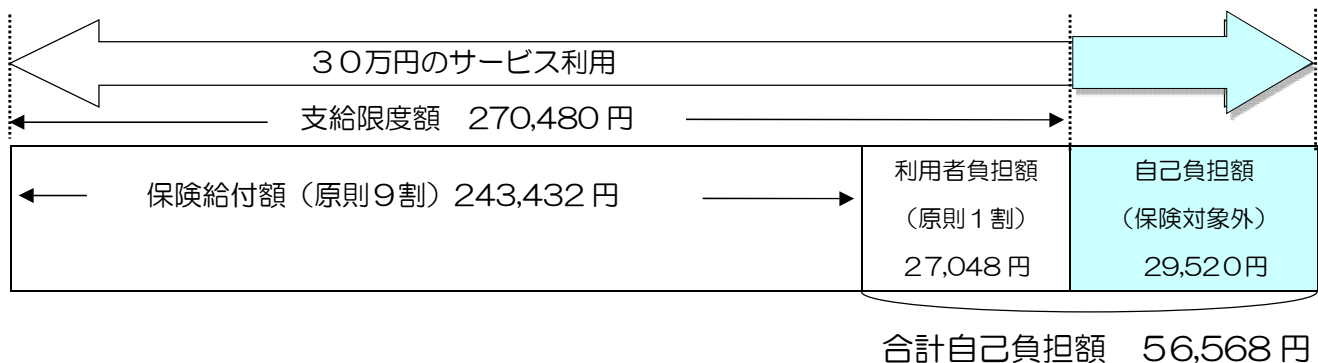
※1 「合計所得金額」は、収入から必要経費の相当額を控除した合計をいい、基礎、社会保険料、扶養、医療費等の所得控除をする前の金額となります。土地・建物の売却に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した金額を用います。給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額をいいます。給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除した金額を用います。

【在宅サービスの費用のめやす】

介護保険では、要介護状態区分（事業対象者、要支援1・2、要介護1～5）に応じて**上限（支給限度額）**が決められています。上限を超えた場合、超えた分は自己負担となります。

＜例＞ 要介護3（限度額270,480円）の方が、30万円の在宅サービスを利用した場合



■ 在宅サービスの要介護度別の支給限度額

区 分	1ヶ月の支給限度額	利用できるサービス
要支援1・事業対象者	50,320円	介護予防サービス、総合事業を利用できます（詳細はP9～P11）
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	介護サービスが利用できます（詳細はP7～P8）
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	

■居宅介護サービス利用料の助成

内灘町では、介護保険の居宅介護サービスと総合事業を利用している方を対象に、支払った利用料の10%を助成します。

《対象者》

- ①第1号被保険者（65歳以上）
住民税が非課税で、介護保険料が第1段階～第3段階の方
- ②第2号被保険者（40歳～64歳）
第1号被保険者の対象者と同等の方

《助成対象サービス》

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、総合事業（訪問型・通所型サービス）

《助成額》

支払ったサービス利用料の10%（10円未満切り捨て）を助成します。

※高額介護サービス費の支給がある場合、控除後の額を助成します。

※町から「居宅介護サービス利用料助成申請書」が届きましたら提出してください
（年1回）

■高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に、利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担の限度額（月額） ＊世帯単位でなく、個人単位の上限額となります。

区 分		上限額（世帯合計）
町民税課税世帯	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
	課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円
町民税世帯非課税		24,600円
- 合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額82.65万円以下の者 - 町民税世帯非課税で老齢年金の受給者		＊個人 15,000円
生活保護の受給者等		＊個人 15,000円

※ 町から「高額介護サービス費支給申請書」が届きましたら提出してください

■高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費

世帯で年間にかかった介護の費用と医療の費用(自己負担分)を合算し、そこから限度額を差し引いた額が支給されます。

<医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）>

※ 限度額は世帯の所得区分により分けられます

※ 計算期間は、毎年８月～翌年７月までの１２ヶ月間です

区 分	後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険 (75 歳以上の方)	医療保険 ＋ 介護保険 (70～74 歳の方)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万円以上の方)	212 万円	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万円以上の方)	141 万円	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万円以上の方)	67 万円	
一般(町民税課税世帯の方)	56 万円	
低所得者 (町民税非課税世帯の方)	31 万円	
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方	19 万円	

区 分	医療保険 ＋ 介護保険 (70 歳未満の方)
ア(所得金額 901 万円超の方)	212 万円
イ(所得金額 600 万円超の方)	141 万円
ウ(所得金額 210 万円超の方)	67 万円
エ(所得金額 210 万円以下の方)	60 万円
オ(町民税非課税世帯の方)	34 万円

※ 町から「高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書」が届きましたら提出してください（年１回）

【施設サービス（入所）の費用のめやす】

介護保険の施設に入所又は短期入所した場合には、

①サービス費用の自己負担分その他、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれ全額が、利用者負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります

■ 低所得者(町民税非課税世帯の方)の方には負担限度額が設けられます

低所得者の方の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付されます。

所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

ただし、低所得者の方でも、「一定以上の預貯金等がある方」、また、「世帯を別にしている配偶者の方が住民税を課税されている場合」は、給付は受けられません。

※上記に該当しない方でも一定の条件を満たせば、特例減額措置を受けることができます場合があります（P17 参照）

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

区 分			認定要件となる預貯金額
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が町民税非課税 ・生活保護の受給者		単身 1,000万円 以下 夫婦 2,000万円 以下
第2段階	町民税世帯非課税で、課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額とその他の合計所得金額特別控除後の額との合計が	年間 82.65 万円以下	単身 650万円 以下 夫婦 1,650万円 以下
第3段階①		年間 82.65 万円超 120 万円以下	単身 550万円 以下 夫婦 1,550万円 以下
第3段階②		年間 120 万円超	単身 500万円 以下 夫婦 1,500万円 以下

※第2号被保険者の預貯金額要件は「単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下」です。

基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（１日当たり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが水準となる額は定められます。

- 居住費：ユニット型個室 2,066 円、ユニット型個室的多床室 1,728 円、多床室 915 円
従来型個室 1,728 円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,231 円）
- 食 費：1,545 円

1 日あたりの負担限度額（令和 8 年 8 月 1 日から）

	居 住 費 等							食 費	
所 得 区 分	多床室			従来型個室		ユニット型 多床室	ユニット型 個室	施設入所	短期入所
	特養等	老健・医療院 (室料有り)	老健・医療院 (室料無し)	特養等	老健				
第 1 段階	0 円	0 円	0 円	380 円	550 円	550 円	880 円	300 円	
第 2 段階	430 円	430 円	430 円	480 円	550 円	550 円	880 円	390 円	600 円
第 3 段階①	430 円	430 円	430 円	880 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	680 円	1,030 円
第 3 段階②	530 円	530 円	430 円	980 円	1,470 円	1,470 円	1,470 円	1,420 円	1,360 円
第 4 段階 町民税課税世帯 (基準費用額)	915 円	697 円	437 円	1,231 円	1,728 円	1,728 円	2,066 円	1,545 円	

従来型個室…ユニットを構成しない個室 ユニット型個室…個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている
多床室………ユニットを構成しない相部屋 ユニット型個室的多床室…個室の壁が天井までなく、すき間がある

※その他の合計所得金額特別控除後の額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと
で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額であり、かつ、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控
除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した額です

※負担限度額区分が第 4 段階の方でも、食費・居住費が減額される場合があります。（次ページ参照）

■ 食費・居住費の特例減額措置

町民税課税世帯に属する方や一定以上の預貯金等がある方（第4段階）であっても、下記の対象要件を全て満たした場合、特例的に第3段階②の負担軽減を受けられます。

なお、短期入所（ショートステイ）には適用されません。

《対象要件》

1. 属する世帯の構成員の数が2名以上であること
※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上であること
※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします
2. 介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費を負担していること
※介護保険施設・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
3. 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から、施設の利用者負担（施設サービス費の自己負担額（原則1割）、食費、居住費）の年間見込額を除いた額が80.9万円以下になること
※収入とは公的年金等の収入金額＋合計所得金額
※施設サービス費の自己負担額に高額介護サービス費の支給が見込まれる場合には、支給される高額介護サービス費分を控除した額で計算します
4. 全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金等の額が450万円以下であること
5. 全ての世帯員及び配偶者の日常生活のために必要な資産（居住家屋、土地等）以外に利用できる資産を有していないこと
6. 全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

■ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

町民税世帯非課税者で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する所定の介護サービスを利用する場合、1割の利用者負担と食費、居住費(滞在費)の一部が軽減されます。

この制度を利用する際は、町より「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、サービス利用時に事業所に提示することが必要です。

《対象要件》

次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、町が認めた方

1. 町民税世帯非課税者
2. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
3. 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
4. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと(居住地以外の土地・賃家等)
5. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
6. 介護保険料を滞納していないこと

《対象サービス》

訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 上記サービスの介護予防サービスも含む

《申請に必要なもの》

- ・印鑑(世帯員全員のもの)
- ・対象要件に該当する事実を証する書類
 - 収入要件 …………… 源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等
 - 預貯金等要件 …………… 預金通帳の写し等

※ 審査には聞き取り調査をすることになるので、利用者本人及び世帯の収入や、預貯金、資産等を把握されている方に来庁していただき、申請をお願いします

《軽減額》

- ・利用した対象サービスの自己負担(1割負担分)、食費、居住費(滞在費・宿泊費)の25%(老齢福祉年金受給者は50%)
- ・生活保護受給者の個室居住費の100%

介護予防について

【地域のサークル】

内灘町には各公民館で高齢者の方が中心に参加されている様々な運動サークルが活動しています。椅子に座って行う運動や、頭の体操、踊りを元にして作られた体操など、活動内容は様々です。ぜひ、自分にあうサークルを見つけてみてはいかがでしょうか？

教室名	曜日	時間	場所	備考
オレンジサークル	金	10:00~11:00	向 栗 崎 公 民 館	100 円/回 軽体操・脳トレ等
のびのびストレッチ	火	13:30~14:30	旭 ヶ 丘 公 民 館	1,000 円/月 ストレッチ
旭ヶ丘軽体操教室	水	10:00~11:00	旭 ヶ 丘 公 民 館	会費なし 椅子運動など
あさひ貯筋体操	金	14:00~15:00	旭 ヶ 丘 公 民 館	1,000 円/月 筋トレ等
げんきアップ教室	水	10:00~11:00	アカシア公民館	1,000 円/月 床・立位運動
なでしこフレンズ	月	10:00~11:00	アカシア公民館	1,000 円/月 筋トレ・リズム体操
やさしいピラティス	水	10:45~11:45	緑 台 公 民 館	1,500 円/月 筋トレ・ピラティス
緑台フォークダンスサークル	木・土	10:00~12:00	緑 台 公 民 館	2,000 円/3ヶ月 筋トレ等
緑台健康体操	木	13:30~14:30	緑 台 公 民 館	1,000 円/月 ストレッチ等
緑台 NOSS 教室	水	10:30~11:30	緑 台 公 民 館	1,000 円/月 NOSS 等
千鳥台太極拳	木	10:00~11:30	千 鳥 台 公 民 館	600 円/月
はまなす体操教室	水	10:00~11:15	向 陽 台 公 民 館	3,000 円/月 筋トレ・ストレッチ
向陽台ヨガ教室	金	13:30~15:00	向 陽 台 公 民 館	2,000 円/月 ヨガ・ストレッチ
フレイル予防サークル	火	14:00~15:00	鶴 東 公 民 館	1,500 円/月 筋トレ・ストレッチ
鶴親会体操教室	月	10:00~11:00	鶴 西 公 民 館	会費なし 鶴親会メンバーが対象
鶴北体操教室	木	10:30~11:30	鶴 北 公 民 館	1,000 円/月 筋トレ・ストレッチ
椅子トレ教室	水 ^(第2・4)	10:00~11:00	鶴 北 公 民 館	1,000 円/月 椅子運動など
鶴北公民館ヨガサークル	土	14:00~15:00	鶴 北 公 民 館	2,000 円/月 筋トレ・ヨガ
しなやかサークル	木 ^(第1・3)	14:00~15:00	大 根 布 公 民 館	1,600 円/月 筋トレ・ストレッチ
大根布 NOSS 教室	月	10:00~11:30	大 根 布 公 民 館	会費なし NOSS 等
宮坂 NOSS 教室	水 ^(第1・2・3)	9:15~10:30	宮 坂 公 民 館	1,000 円/月 NOSS 等
バラ色体操 乙女の会	月	10:00~11:00	白 帆 台 公 民 館	1,000 円/月 軽体操など
千鳥台貯筋体操サークル	火	10:00~10:45	千 鳥 台 公 民 館	2,000 円/月 椅子運動・頭の体操
笑える輪	木	9:45~10:30	白 帆 台 公 民 館	その他、筋肉トレーニング等
大根布 3B 体操教室	火 ^(第1・2・3)	10:00~11:00	大 根 布 公 民 館	500~600 円/回(保険料 100 円/月)ボール、ベル、ベルターを使用した体操等
鶴西 3B 体操教室	金	10:00~11:15	鶴 西 公 民 館	
緑台 3B 体操教室	土	13:30~14:30	緑 台 公 民 館	
3B 体操あさがお	金	10:00~11:30	大 学 公 民 館	1,000 円/月
ヨガ教室	月	20:00~21:30	向 陽 台 公 民 館	2,000 円/月 ヨガ
バランスボールサークル	火 ^(第2・3)	19:30~20:30	宮 坂 公 民 館	2,000 円/月

※場合によっては日時が変更になることもありますので、事前に各公民館等へお問い合わせください。

【地域のサークルに参加できない時・・・】

「活動場所まで自分でいけない」「座って行う運動しかできない」「地域のサークルの運動ではついていけない」そんな時も、すぐにデイサービスを利用する必要はありません。内灘町には虚弱な方のための通いの場があります。

ゆうゆう体操教室

内 容：90分間（椅子に座ったまま行う軽体操・筋肉トレーニングなど）

対象者：虚弱な高齢者で、身の回りのことは自分でできる方

場 所：保健センター1階すこやかホール（月～木）

費 用：無料（送迎代 片道100円）

期 間：1年間（週に1回、曜日を決めて参加）

申込み：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）

TEL：076-286-6750



家族介護支援

介護者の皆様へ

介護を担っている自分自身を大切に作る時間を持ってください。

- ◆ 一人だけが介護の負担を負うことのないようにしましょう。
- ◆ 休息や自分の好きなことをする時間を大切にしてください。
- ◆ 友人など、家族以外の人と話しをする機会を持ちましょう。
- ◆ デイサービスやショートステイを利用し、誰かに介護を任せられる時間を作りましょう。
- ◆ 介護者自身の健康管理に気をつけましょう。

●内灘町認知症カフェ『あんやとカフェ』

<認知症カフェ>

全国で展開されている取り組みで、認知症のある方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場です。

<名前の由来>

「ありがとう」と言ったり言ってもらったりできる場所でありたいという思いから、方言である「あんやと」を採用しています。

介護者のみなさま、日頃の介護のことや困っていることを、介護者同士でお話しませんか？

【内容】 交流会・相談等 ※ご要望に応じて内容変更あり。

●介護者のつどい

介護者同士の交流会や、介護知識や技術を学ぶための学習会を開催します。

是非お気軽にお越しください。

※参加にあたって介護サービスの調整が必要な方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

【内容】 学習会・交流会・相談会

※日時や場所については、下記までお問合せください。

お問合せ先：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）電話：076-286-6750



内灘町の認知症高齢者等のための見守りサポート体制について

行方不明になる恐れのある認知症のある方などとそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、2つの事業によって支援します。



行方不明になる恐れのある
認知症のある方など

内灘町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

(行方不明になった際に他市町村や協力機関に提供する情報を事前登録する)



申請書を提出
SOS ネットワーク事業専用登録用紙を提出

内灘町認知症高齢者等 おかえり事業

(身元不明者として保護された際に発見者がQRコードを読み取ること
で専用伝言板上で家族等と連絡をとることができる)



申請書を提出
伝言板用登録用紙を提出

登録用紙をもとに町がインターネット上のシステムに
認知症高齢者等の情報(個人を特定できない範囲の情報)を入力。

※この情報は伝言板上に表示され発見者が見るもの。

QRコード付きおかえりシールをお渡し
家族等が衣服等に張り付け

利用開始

貼り付け例



内灘町
おかえり
シール



QRコードは見本です。
説明動画につながります。

お問合せ先：内灘町地域包括支援センター（保健センター内）電話：076-286-6750

内灘町の福祉サービス

●理髪サービス

理容師、美容師がご自宅を訪問し、理髪サービスを提供します。

こちらのサービスは、①②のどちらにも該当する方が利用できます。

対象者	①概ね 65 歳以上の高齢者または身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けている方 ②寝たきりであり、複雑な介護を要する方または重度の認知症等の状態にある方
サービス内容	理美容店に出向くことが困難である方に、訪問理美容を行います。 (年 2 回)
利用料	無料
申請窓口	内灘町役場 福祉課 (076-286-6703)

●布団乾燥サービス

寝具の丸洗い乾燥サービスが受けられます。

こちらのサービスは、①②のどちらにも該当する方が利用できます。

対象者	①60 歳以上の高齢者 ②3 ヶ月以上にわたって寝たきりであり、複雑な介護を要する方であり、日常生活上の歩行・食事・入浴・排便などに介護が必要な方
サービス内容	日頃使用している掛布団、敷布団、毛布の丸洗い乾燥を行います。 (年 4 回)
利用料	無料
申請窓口	内灘町役場 福祉課 (076-286-6703)

●緊急通報装置の設置

一人暮らし同等の高齢者の方が、急病などの緊急事態が起きたときに NTT 固定電話回線を利用して適切な対応がとれるよう通報装置を設置します。

こちらのサービスは、①②のどちらにも該当する方が利用できます。

対象者	①一般電話を所有する概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯もしくはこれに準ずる世帯 ②急病等の緊急時に、安否の確認を行う必要があると医師により認められる方
必要書類	申請書、医師による診断書(病状・症状のわかるもの)
利用料	無料(設置・撤去費も無料)
申請窓口	内灘町役場 福祉課 (076-286-6703)

●配食サービス

定期的に栄養バランスのとれた食事を宅配提供し、安否確認も行います。

対象者	自ら調理することが困難な 65 歳以上の一人暮らしの方又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者の方
サービス内容	希望日に弁当を配達
助成額	1 食あたり経費の2分の1 相当額または300円のいずれか低い額を助成（1 日 1 食に限る）
申請窓口	内灘町地域包括支援センター （076-286-6750）

●介護慰労金の支給

介護保険の要介護認定区分が要介護4・5にある方を、常時在宅で介護している家族に対し、介護慰労金が支給されます。

対象者	要介護4・5と認定され、1 ヶ月のうち 15 日以上在宅で生活されている方と同居し生計を一にしている介護者であって、配偶者又は三親等内の親族の方
支給額	3,000 円／月
申請窓口	内灘町地域包括支援センター （076-286-6750）

●紙おむつ購入費の助成

介護保険の要介護認定区分が要介護4・5と認定され、常時紙おむつを使用している方を、常時在宅で介護している家族に対し、紙おむつ購入費助成金が支給されます。

対象者	要介護4・5と認定され、常時紙おむつを使用している方で、1 ヶ月のうち 15 日以上在宅で生活されている方と同居し生計を一にしている介護者であって、配偶者又は三親等内の親族の方
支給額	5,000 円／月
申請窓口	内灘町地域包括支援センター （076-286-6750）

その他のサービス

●福祉タクシー利用料金の助成

在宅の方の外出手段を確保し福祉の増進を図る為、タクシーの利用助成券を交付します。

対象者	① 75歳以上の1人暮らしの高齢者又は同等の状況にある方 ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、介護保険法の規定により、要支援又は要介護認定を受け、3ヶ月以上継続して在宅介護サービスを受けている方 ③ 身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けている方 ※ただし、次に掲げる方は除きます ・ 事業対象者、施設入所者、運転免許証の交付を受けている方 ・ 本人運転による自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
サービス内容	チケットを、月2枚分最大24枚発行（交付時から年度末まで有効） 助成額は1枚につき500円
申請窓口	内灘町役場 福祉課（076-286-6703）

●自立支援型住宅リフォームの助成

トイレや浴室に手すりをつけたり、段差にスロープを設置したりするなど、バリアフリーにして利用者が安全に生活しやすくするために行う住宅の改修にかかる費用の一部を助成します。

対象者	生活保護世帯又は町民税非課税世帯で次のいずれかに該当する方 ①介護保険の要介護・要支援認定を受けた 65 歳以上の高齢者のいる世帯 ②身体障害者手帳の 1 ～ 3 級の交付を受けた方で、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある方のいる世帯 ③身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の交付を受けた方で視覚に障がいがある方のいる世帯 ※世帯分離していても同居であれば、その同居者すべてが非課税である必要があります
対象工事	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
助成額	①生活保護法による被保護世帯：上限額 1,000,000 円（補助率 100%） ②町民税非課税世帯：上限額 1,000,000 円（補助率 90%）
助成方法	①償還払い：施工業者へ全額自費で支払いをしたあと、後日内灘町より払戻を受ける方法 ②受領委任払い：自己負担分のみを施工業者に支払い、助成額の受領を施工業者に委任する方法 ※受領委任払いの方法を利用する場合は、石川県バリアフリー住宅改修事業者の登録を受けた事業者でのみ可能です。
申請窓口	内灘町役場 福祉課（076-286-6703）

●特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して手当を支給します。

対象者	著しく重度の障害のある在宅生活の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方（※所得制限あり） （要介護認定を受けている方であれば、おおむね要介護4～5の方）
内容	手当月額：27,350円 支給月：5・8・11・2月（※申請月の翌月分から支給）
申請に必要なもの	認定請求書、診断書、所得状況届、承諾書、申出書、年金証書、年金振込額がわかるもの（年金振込通知書等）、マイナンバーのわかるもの
申請窓口	内灘町役場 福祉課（076-286-6703）

※手当の支給対象となるかは、施設の種類により異なります。

下記の表以外の施設に入所されている場合は、福祉課までお問い合わせください。

対象施設	小規模多機能型居宅介護事業所
	有料老人ホーム
	軽費老人ホーム
	サービス付き高齢者住宅
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	短期入所（ショートステイ）
対象外施設	障害者支援施設
	病院又は診療所に3ヶ月以上入院中
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	養護老人ホーム

内灘町の方が利用されている在宅サービス事業所一覧

こちらは更新時に把握している情報ですので、最新の情報については各事業所へお問い合わせください。

【内灘町】の事業所								総合事業			順不同	
事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	福祉 用具 貸与	シヨ ート ステ イ	訪問 型	通所 型	基 準 緩 和 通 所 型	所 在 地	電 話 市外局番 (076)
ホームヘルプセンター 内灘の風				○				○			大根布1丁目31番地8	286-8893
内灘町社会福祉協議会	○			○				○			大清水140番地	居宅・訪問 286-6950
ケアセンター華	○			○				○			千鳥台2丁目143番地	居宅：090-2123-8289 訪問：239-0887
ヘルパーステーション ほぶら				○				○			向栗崎3丁目43番地	239-1022
訪問介護事業所 みどり				○				○			緑台1丁目5番地	255-1670
訪問介護事業所えいこう				○				○			大根布7丁目80番地1	090-8097-7643
リハビリステーション 金沢きらら		○							○	○	向栗崎3丁目41番地	208-4744
デイサービスセンターみどり		○							○		緑台1丁目5番地	255-1670
デイサービスセンター 内灘の風		○							○		大根布1丁目31番地8	286-8800
ほっとデイサービス内灘 (※地域密着型)		○							○		向陽台1丁目315番地	255-1669
プラトールケアセンター内灘 (※地域密着型)		○							○	○	鶴ヶ丘4丁目1番地144	201-8190
プラトールケアセンター大学前		○							○		大学2丁目205番地	255-0808
夕陽ヶ丘苑 在宅相談センター	○										大学1丁目5番地1	286-9912
居宅介護支援事業所 たちばな	○										大清水194番地3	255-6411
ほぶら居宅介護支援事業所	○										向栗崎3丁目43番地	239-1022
居宅介護支援事業所ちどり	○										大学2丁目205番地	090-1806-9994
介護支援マルジュ	○										鶴ヶ丘1丁目262番地 モキュール103	204-7244
居宅介護支援事業所 想クローバー	○										大根布1丁目342 エクセレントⅡ101	070-6664-5051
訪問看護ステーション OHANA					○						ハマナス1丁目9番地	286-0877
紺井医院					○						緑台1丁目7番地	238-1277
うちなだ訪問看護ステーション エヴァ					○						大学2丁目25番地2 コーポ大学103	208-5368
内灘温泉保養館			○				○				白帆台1丁目88番地1	286-5218
特別養護老人ホーム 夕陽ヶ丘苑							○				大学1丁目5番地1	286-9911

内灘町の地域密着型サービス事業所一覧

◎ 内灘町に住民票がある方のみ利用することができます。

〈内灘町の小規模多機能型居宅介護事業所一覧〉

事業所名	所在地	電話 市外局番 (076)
小規模多機能ホーム わらく鶴ヶ丘	鶴ヶ丘1丁目85番地	286-0095
小規模多機能型居宅介護施設 汐音うちなだ	白帆台1丁目1番地5	286-0177

〈内灘町の看護小規模多機能型居宅介護事業所一覧〉

事業所名	所在地	電話 市外局番 (076)
看護小規模多機能ホーム わらく緑台	緑台1丁目243番地7	208-3725

〈内灘町の地域密着型通所介護事業所一覧〉

事業所名	所在地	電話 市外局番 (076)
ほっとデイサービス内灘	向陽台1丁目315番地	255-1669
プラトーケアセンター内灘	鶴ヶ丘4丁目1番地144	201-8190

〈内灘町の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）一覧〉

◎ 認知症の診断のある方のみ利用できます。

事業所名	所在地	電話 市外局番 (076)
イエローガーデン内灘	千鳥台3丁目201番地18	237-8900
グループホームあかり	千鳥台2丁目190番地	238-1152
グループホーム白帆台	白帆台2丁目422番地	286-9008
グループホームみんなの杜	向陽台2丁目267番地	239-3390
グループホーム華	大根布1丁目98番地	286-3987
グループホーム 遊子苑うちなだ	大根布5丁目40番地	286-0345

〈内灘町の認知症対応型通所介護（認知症デイ）一覧〉

◎ 認知症の診断のある方のみ利用できます。

事業所名	所在地	電話 市外局番 (076)
グループホーム華	大根布1丁目98番地	286-3987

内灘町の方が利用されている在宅サービス事業所一覧

【金沢市】の事業所

総合事業

順不同

事業所名	居宅 介護 支援	デイ サ ー ビ ス	デイ ケ ア	訪問 介 護	訪問 看 護	訪問 入 浴 介 護	訪問 リ ハ ビ リ	福祉 具 具 与	シ ョ ー ト ス テ イ	訪問 型	通 所 型	基 準 緩 和 通 所 型	所 在 地	電 話 市外局番 (076)
朗 栗崎	○	○		○				○		○			栗崎町2丁目414番地	237-3847
SOMPOケア金沢金石	○			○						○			金石東1-1-58	266-1028
ニチケアセンターもろえ		○		○						○	○		三〇町火37	デイ:238-8351 訪問:238-8288
学研ココファン金沢鞍月	○			○						○			鞍月5-219	254-6000
学研ココファン 金沢三ツ屋ヘルパーセンター				○						○			三ツ屋町口38番地1	238-1230
学研ココファン 金沢鞍月式番館ヘルパーセンター				○						○			大友1丁目238番地	237-8606
学研ココファン 金沢七ツ屋ヘルパーセンター				○						○			北安江1丁目9番64号	223-5080
学研ココファン 金沢春日ヘルパーセンター				○						○			元菊町21番26号	262-8090
学研ココファン 湯癒館・問屋町		○									○		問屋町1-38-1	237-1234
ニチケアセンター かないわ	○	○		○									金石本町口31番1	居宅/訪問:268-6219 デイ:268-6201
金沢朱鷺の苑	○	○		○					○				岸川町ほ5	居宅:257-7117 デイ:257-7100
中央金沢朱鷺の苑	○	○		○					○				広岡2丁目1番7号	234-7878
ツクイ金沢東	○	○		○									駅西本町4丁目2番10号	234-2295
さくらセンター	○	○							○		○		湊2丁目171番地	居宅/ショートステイ :254-5203 デイ:237-4370
福久ケアセンター	○		○	○					○				福久町ワ1-1	257-7333
介護相談いそべ	○												磯部町ヲ4番地3	205-1752
金沢西居宅介護支援センター	○				○		○						駅西本町6丁目15番8号 藤江南ハイム 1階	233-1821
ことほぎ居宅介護支援	○												北安江4丁目16-38	255-3777
映寿会在宅介護センター	○		○		○		○						鞍月東18番地2 武蔵商事ビル 3階	237-2845
田中町温泉 ケア・センター	○		○						○				田中町は16番地	253-2282
オークス(株) ライフケア事業部金沢	○							○					鳴和台120番地	252-4199
メディカル居宅	○												直江西1丁目24-1	255-0856

内灘町の方が利用されている在宅サービス事業所一覧

【金沢市】の事業所

総合事業

順不同

事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	訪問 入浴 介護	訪問 リハ ビリ	福祉 用具 貸与	ショート ステイ	訪問 型	通所 型	基 準 緩 和 通 所 型	所 在 地	電 話 市外局番 (076)
介護・生活相談 つばき	○												三口町火44番地ヴィラ88-T1	070-1375-4652
きじま在宅介護センター	○		○		○		○						松寺町子41番地1	237-7111
こすもす居宅介護支援 事業所 金沢	○				○								諸江町下丁88番地1	208-2081
ひきだ居宅介護支援事業所	○												疋田3丁目58番地	253-2020
居宅介護支援事業所 OHANA	○												福久町ハ18-4	090-2120-0087
介護保険相談センター 金沢やすだ	○												本江町12番10号	291-2901
わらく	○	○											問屋町1丁目37番地	225-8537
プラトーケアセンター 金沢西		○									○	○	畝田西2-17	267-7738
金沢フィジオセンター		○									○	○	駅西本町2丁目1-20	254-0011
デイサービスGGフィットネス 金沢桂町店		○											桂町イ43番地1	290-3983
デイサービスセンター すこやか倶楽部ちかおか		○									○		近岡町421番地1号	239-0008
金沢西コンディショニング センター		○									○		寺中町イ20番地3	225-7723
東山フィジオセンター		○									○	○	東山3丁目31-19	252-1555
プラトーケアセンター疋田		○									○		疋田1丁目26番地	251-2126
デイサービスセンター 朱鷺の苑松寺		○									○		松寺町寅57番地2	238-8181
ことほぎ三ツ屋デイサービス		○							○		○		三ツ屋町口18番地1	237-6623
くらつきデイサービス スマイルアクア館		○									○	○	南新保町又204番地	238-2215
みらいのさと太陽			○						○				鞍月東1丁目17番地	237-2821
浅ノ川千木病院			○		○		○		○				千木町ハ33番地1	257-8600
千木町ケア・センター			○						○				千木町ハ3番地1	257-3122
さくら・介護ステーション あかり				○									小橋町6番3号 柴田ハイツ201号室	255-3705
石川県済生会金沢病院 訪問看護ステーション					○								赤土町ニ13番6	266-1060
訪問看護ステーションFlos					○								小坂西72番地2	254-6920

内灘町の方が利用されている在宅サービス事業所一覧

【金沢市】の事業所

総合事業

順不同

事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	訪問 入浴 介護	訪問 リハ ビリ	福祉 用具 貸与	ショート ステイ	訪問 型	通所 型	基準 緩和 通所 型	所在地	電話 市外局番(076)
リハビリ訪問看護 ステーション					○								窪7-267	226-6677
あさのがわ訪問リハビリ 訪問看護ステーション					○								小坂町中83番地 浅ノ川総合病院内 東館1階	252-3415
アースサポート金沢						○							西念三丁目11番1号	232-0700
千木園									○				千木町木3-1	257-0950
さわやか金沢								○					割出町718番地1	239-3377
トミキライフケア 福祉用具事業所								○					問屋町2丁目74番地	237-0708
ケア・サンエス金沢								○					問屋町3丁目10番地	237-7217
(株) メディパック								○					西念3丁目1番5号	224-5600
(株) ヤマシタ								○					黒田2丁目10番地	269-1781
(株) サンウェルズ アイテム金沢								○					米泉町2丁目76番地1	259-5012
(有) ケアドゥ								○					松島2丁目61番地	269-3767
グット・ケア								○					神野町東33番地	269-1555
ライフワン金沢								○					神野1丁目35番地	269-0575
(株) ハシノメディカル 金沢営業所								○					神宮寺3丁目18-28	214-8400
ラミコジャパン(株) シルバーサポート金沢店								○					赤土町力1-31	267-7307
フランスベッド(株) 北陸営業所								○					上安原南100番地	269-3685
ダスキンヘルスレント 金沢ステーション								○					割出町6番地1号	282-9373
ライフライン福祉事業部								○					駅西新町2丁目1806番地	220-6500
こすもす かがやき福祉用具事 業所								○					諸江町下丁88番地1	208-4070

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（在宅サービス）

その他の市町の事業所

総合事業

順不同

事業所名	居宅 介護 支援	デイ サー ビス	デイ ケア	訪問 介護	訪問 看護	訪問 入浴 介護	訪問 リハ ビリ	福祉 用具 貸与	シヨ トス テイ	訪問 型	通所 型	基準 緩和 通所 型	所 在 地	電 話 市外局番 (076)
たからデイサービス	○	○									○		かほく市白尾ナ42番地1	283-6318
なぎさケアサービス	○			○									かほく市白尾タ19番地1	283-1060
あかしあ荘	○	○							○				かほく市白尾タ220番地	283-5075
ライフワンかほく								○					かほく市遠塚イ7-7	285-2333
介護センター海青	○												かほく市秋浜へ20番地4	283-5600
JAほのぼの デイサービス		○									○		津幡町川尻タ48番地	289-3432
通所リハビリテーションうたき	○		○										津幡町字太田は169番地	289-1166
デイサービスセンター 恵比寿	○	○									○		津幡町字中橋口10番地1	255-3251
介護老人保健施設 ふいらーじゅ			○				○		○				津幡町東荒屋354番地	288-1465
ふいらーじゅ	○	○							○				津幡町東荒屋413番地	288-1765
くるみ居宅支援センター	○												津幡町北中条5丁目82番地	255-0231
みんなで笑顔「木のおうち」 訪問看護リハビリステーション					○								津幡町井上の荘5丁目57番地	208-7661
あっとほーむな訪問看護 ステーションのーす					○								津幡町庄リ87-1 庄の里Ⅱ102号室	213-6622
(株) ウインデル								○					宝達志水町北川尻ナ33番地	(0767) - 28-3340

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

順不同

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
夕陽ヶ丘苑	内灘町字大学1丁目5番地1	286-9911
第2千木園	金沢市観法寺町ハ74番地1	258-6900
金沢朱鷺の苑	金沢市岸川町ほ5番地	257-7100
寿晃園	金沢市鞍月東1丁目19番地	237-8300
千木園	金沢市千木町ホ3-1	257-0950
萬生苑	金沢市利屋町は64番地1	257-8111
石川県八田ホーム	金沢市八田町東912	257-2333
中央金沢朱鷺の苑	金沢市広岡2丁目1番7号	234-7878
さくらセンター	金沢市湊2丁目169	237-5313
やすはら苑	金沢市下安原町東1458番地1	240-6611
尾山互町 金澤五番丁	金沢市下本多町五番丁14番地	262-1165
第二万陽苑	金沢市大桑町中ノ大平18番地25	243-0101
あかしあ荘	かほく市白尾タ220番地	283-5075
ふいらーじゅ	津幡町字東荒屋413番地	288-1765

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

介護老人保健施設

順不同

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
内灘温泉保養館	内灘町白帆台1-88-1	286-5218
JCHO金沢病院 附属介護老人保健施設	金沢市沖町ハ15	253-5088
みらいのさと太陽	金沢市鞍月東1丁目17番地	237-2821
千木町ケアセンター	金沢市千木町ハ3番地1	257-3122
老健ホームいしかわ	金沢市忠縄町144-1	257-7101
田中町温泉ケア・センター	金沢市田中町ハ16	253-2282
ろうけん桜並木	金沢市田上さくら2丁目72番地	208-3973
あっぷる	金沢市長坂町チ15	280-5454
福久ケアセンター	金沢市福久町ワ1-1	257-7333
金沢春日ケアセンター	金沢市元菊町20-1	262-3300
ふいらーじゅ	津幡町字東荒屋354番地	288-1465

介護医療院

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
大手町病院	金沢市大手町5番32号	221-1863
千木病院	金沢市千木町ハ33番地1	257-8600
小池病院	金沢市大手町8-20	263-5521
林病院	金沢市本町1丁目2-27	261-8181
二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72	281-0172

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

有料老人ホーム

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
みどり	内灘町字緑台1丁目5番地	255-1670
うちくる内灘 ハマナス	内灘町白帆台2丁目527番地	255-0856
^{フロス} FLOS ^{リアン} -Lien-	内灘町字鶴ヶ丘2丁目597番地	254-0313
スプリングライフ金沢	金沢市栗崎町4丁目80番地2	238-8000
しらさぎ苑 割出	金沢市割出町138番地	237-1508
うちくる金沢 大友	金沢市大友2丁目71番地	239-0117
しらさぎ苑 問屋	金沢市割出町186番地	238-0520
有料老人ホーム 太陽のプリズム藤江	金沢市藤江南1丁目103番地1	256-5420
介護付有料老人ホーム ひなた駅西	金沢市北安江3丁目3番1号	293-3350
うちくる金沢 福久	金沢市福久1丁目106番地	258-5796
有料老人ホーム マナの家 木曳野	金沢市木曳野2丁目150番地	255-6006
シニアホームみらい鞍月	金沢市鞍月東1丁目6番地	237-8561
有料老人ホーム ドミトリ栗崎	金沢市栗崎1丁目41番地1	237-2311
有料老人ホーム といやまち	金沢市問屋町1丁目48番地	225-7584
太陽のプリズム戸板	金沢市戸板1丁目92番地	256-1215
住宅型有料老人ホーム えがおらいふ	金沢市千木町リ105番地	255-0637
住宅型有料老人ホーム えがおらいふ リンクス	金沢市千木町ル34番地2	257-7020
シャンティケア金沢	金沢市神宮寺1丁目15番27号	213-6303
医心館 金沢	金沢市戸板2丁目77番地	208-3137
鶴の恩返し・かほく	かほく市木津ハ10番地7	254-1003
ひゃくまん星 高松	かほく市高松甲16番地	281-1008
みずほガーデン	津幡町字湍端344-1	288-6210

内灘町内の方が利用されている事業所一覧（施設入所）

軽費老人ホーム

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
ケアハウス白帆台	内灘町白帆台1丁目1番地5	286-0177
千木の里	金沢市千木町ホ4番地1	257-9300
金沢春日ケアハウス	金沢市元菊町20番1号	262-3385
ケアハウスゆりの里	金沢市木曳野3丁目292番地	266-1234
ケアハウス海青	かほく市秋浜へ20番地3	283-5610

サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	所在地	電話 市外局番（076）
ココファン金沢三ツ屋	金沢市三ツ屋町口38番地1	0120-780-558
ココファン金沢春日	金沢市元菊町21番26号	0210-982-071
ココファン金沢鞍月	金沢市鞍月5丁目219番地	0120-070-558
ココファン金沢三社町	金沢市三社町11番21号	0120-992-875
ココファン湯癒館・問屋町	金沢市問屋町1丁目38番地1	0120-297-558
ココファン七ツ屋	金沢市北安江1丁目9番64号	0120-982-162
住みよし24	金沢市寺中町ホ9番地1	266-1124

	名 称	住 所	電 話 番 号 市外局番 (076)
大学病院	金沢医科大学病院	大学1丁目1番地	286-3511
内科	秋山クリニック	ハマナス1丁目8番地1	286-8843
	内灘温泉病院（入院のみ）	白帆台1丁目88番地1	286-5211
	紺井医院	緑台1丁目7番地	238-1277
	さとうクリニック（在宅医療）	大学2丁目202番地 ノーブルハイツ1F	225-7062
	茶谷医院	西荒屋52番地	286-8478
	政岡医院	鶴ヶ丘4丁目1番地265	286-1766
	村田医院	鶴ヶ丘2丁目8番地	286-0300
歯科	栗倉歯科医院	緑台1丁目245番地3	238-5055
	北歯科医院	鶴ヶ丘4丁目1番地311	286-4088
	小島歯科医院	アカシア2丁目5番地	238-1388
	シーサイドデンタルクリニック	千鳥台4丁目1番地 （コンフォーム内灘敷地内）	216-7038
	白石歯科医院	向粟崎5丁目31番地	238-4188
	なかみち歯科クリニック	旭ヶ丘111番地	238-8148
	中本歯科医院	アカシア1丁目28番地	238-5888
	ふなもと歯科医院	大根布1丁目239番地	250-5878
	よしだ歯科医院	大清台329番地	286-0858
眼科	望月眼科医院	旭ヶ丘142番地	239-1515
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科はまなすクリニック	ハマナス2丁目7番地	286-3387
	田中医院	向陽台2丁目224番地	237-6923
皮膚科	金原皮膚科医院	アカシア1丁目48番地	237-7950
婦人科	向陽台クリニック	向陽台1丁目255番地	255-3454
内科・循環器科・産婦人科	つねファミリークリニック	白帆台2丁目1番地	286-1230
調剤薬局	アルプ薬局 内灘店	鶴ヶ丘3丁目15番地2	286-0093
	医科大前 たんぼぼ薬局	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-6431
	キリン堂 金沢医科大店	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-6025
	ファーマライズ薬局 金沢医科大店	大学1丁目1番地 （金沢医科大学病院敷地内）	286-9030
	クオール薬局 内灘店	緑台1丁目8番地	237-1489
	クスリのアオキ 鶴ヶ丘薬局	鶴ヶ丘5丁目1番地350	286-6230
	クスリのアオキ 鶴ヶ丘東薬局	鶴ヶ丘2丁目606番地	204-8803
	さくら薬局 河北内灘店	大学1丁目1番地6	286-9383
	白帆台プラス薬局	白帆台2丁目1番地	286-1193
	はまなす薬局	ハマナス2丁目8番地	208-6150
	タイガー薬局	大根布7丁目121番地	213-6133
	ウエルシア薬局 内灘店	向粟崎1丁目448番地	238-8020



- ◆内灘町 町民福祉部 福祉課 (役場1階4番窓口)
TEL 076-286-6703 FAX 076-286-6704
- ◆内灘町 地域包括支援センター (保健センター1階)
TEL 076-286-6750 FAX 076-286-6103

